



年金に関するお知らせ

○年金受給者が死亡したときの手続きについて

・年金受給権者死亡届

死亡した日から14日以内に、年金受給権者死亡届の提出が必要です。

届出を行わず、年金が過払いとなった場合は、返還請求の対象になりますのでご注意ください。

また、年金受給権者の死亡に伴い、次の年金を遺族が請求できる場合があります。

・未支給年金

死亡した月までの年金のうち未支給の年金があるときに、その年金を請求できる場合があります。

請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、

⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。

・遺族基礎・厚生年金

国民・厚生年金の被保険者または受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母などです。

※遺族年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細については問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細については問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026

AA 新ALT（外国語指導助手）来町！

現在、本町では3名のALTが活躍していますが、今年の9月から新ALTとしてハットン・ベアトリスさんが各小学校で、ラグリマス・モリーンさんが各中学校で勤務しています。

ベアトリスさんはイギリス・ロンドンの出身で現在23歳です。

イギリスのエディンバラ大学を卒業し、大学在学中は日本語を専攻しており、早稲田大学や関西学院大学との交流経験もあります。

趣味はカラオケとギターを弾くことで、本町で勤務する間では、おいしい食べ物を食べたり、お祭りやスキー、パドルサーフィン等のアクティビティを楽しみたいそうです。

モリーンさんはフィリピン生まれ、イギリス・イプスウィッチ出身で現在23歳です。

イギリスのニューカッスル大学を卒業し、大学在学中は日本語を専攻しており、同時に日本の歴史や文化を学んだそうです。

趣味は料理や旅行をすることで、本町で勤務する間では、おいしい食べ物を食べたり、たくさんの人たちと出会い交流したいそうです。

学校での授業はもちろん、国際交流等での活躍も期待されます。

町で見かけた方はどうぞ声をかけてください。



▲ベアトリスさん



▲モリーンさん

問合せ 学校教育課 学校教育係 ☎21-2138

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

「みんなチェック！最低賃金」

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

効力発生年月日 令和5年10月1日 時間額 最低賃金額 960円